

箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、創エネルギーと省エネルギーを促進することで、ゼロカーボンを推進し、持続可能な社会を構築するため、住宅又は事業所の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその附属設備をいう。
- (2) 定置型蓄電設備 太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電気を充放電できる定置型蓄電池及びその附属設備をいう。
- (3) 太陽熱利用システム 太陽熱エネルギーを集熱器により吸収して、給湯その他熱利用に供するものをいう。
- (4) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（共用部分を除く。）をいう。
- (5) 既存住宅 既に人の居住の用に供したことがある町内の住宅をいう。
- (6) 新築住宅 新たに建築物を建築又は建築物の全部を除去して当該建築物を建て替えた町内の住宅をいう。
- (7) 事業所 次のいずれにも該当する事業所をいう。
 - ア 令和6年3月31日以前に引渡しを受けた事業所で町内に存するもの
 - イ 生産若しくはサービス提供を事業として行う事業所又は当該事業所と同一敷地内にある建築物
- (8) 断熱性能向上リフォーム 既存住宅の壁、床、屋根、屋根裏及び窓等において断熱性能を向上させるリフォーム工事をいう。
- (9) EV 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (10) PHV 搭載された電池によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (11) V2H充放電設備 電気自動車から電力の取り出し、及び電気自動車に充電する装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町長が指定した日以降に補助対象事業に着手し、かつ、町長が指定した日までに第9条に規定する実績報告書を提出できること。
- (2) 過去に同種の補助対象設備等を対象として、本要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 町税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。ただし、個人で申請する場合にあっては、全ての世帯員が滞納していないこと。
- (4) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。

(補助対象設備等、補助要件、補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象設備等、補助要件、補助対象経費及び補助金額は、それぞれ別表第1に掲げ

るとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象設備が国及び県が実施する他の補助金等を受けていないこと。ただし、次に掲げる補助金等を除く。
 - (1) 国及び県が実施する補助金及び交付金のうち、対象となる工事箇所が本補助金の対象となる工事箇所と明確に区分できるもの
 - (2) 県が実施する同種の補助金のうち、国庫補助金を財源としないもの
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類及びその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。
(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。
(事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更又は中止しようとするときは、箕輪町ゼロカーボン推進補助金事業変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その結果を補助事業者に通ずるものとする。
(繰越承認申請)

第8条 補助事業者は、町長が指定した日までに補助事業が完了しないときは、当該年度の1月10日までに箕輪町ゼロカーボン推進補助金繰越承認申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、これを審査し、補助事業の繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通ずるものとする。
(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了から30日以内又は町長が指定する日のいずれか早い日までに、箕輪町ゼロカーボン推進補助金実績報告書（様式第5号）に別表第2に掲げる書類及びその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。
(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の報告があったときは、これを審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。
(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付（概算払）請求書（様式第6号）により、町長に請求するものとする。

- 2 町長は必要があるときは、補助金の一部又は全額を概算払により支払うことができる。
(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を

取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(取得財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助事業により設置した設備等（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、適正な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、箕輪町ゼロカーボン推進補助金財産処分申請書（様式第7号）により町長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者が前項の規定により取得財産を処分したときは、町長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めるものとする。

(自家消費量の報告)

第15条 太陽光発電設備を設置した補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間、毎年当該年度の9月30日までに発電した電力量や自家消費量等の実績について、箕輪町ゼロカーボン推進補助金自家消費量に関する報告書（様式第8号）により、町長に報告しなければならない。

(現地調査等)

第16条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

2 町長は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供等の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助金の申請書及び実績報告書に関連する書類を、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

別表第1（第4条関係）

補助対象設備等	補助要件	補助対象経費	補助金額
1 太陽光発電設備	(1) 自ら居住する新築住宅及び既存住宅（以下「住宅等」という。）、事業所又は当該住宅等及び事業所と同一敷地内に補助対象設備を設置し、住宅等の場合、実績報告書提出時点において当該既存住宅等に住所を有すること。 (2) 設備を設置する住宅等は、一戸建ての専用住宅であること。 (3) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を	設備費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	住宅等にあつては、1kW当たり10万円（上限100万円）、事業所にあつて

	<p>有する法人又は個人事業主に補助対象設備を設置させること。</p> <p>(4) 既存住宅及び事業所は、設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。</p> <p>(5) 新築住宅は、令和6年4月1日以降に建築工事請負契約を締結したものであること。</p> <p>(6) 補助対象設備を設置する住宅等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。</p> <p>(7) 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が次の割合以上であること。</p> <p>ア 住宅等 30%</p> <p>イ 事業所 50%</p> <p>(8) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(9) 余剰電力は、町長が指定する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業者に売却すること。</p> <p>(10) 既存設備の更新の場合は、設置から17年を経過していること。</p> <p>(11) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。（屋根置き太陽光発電設備の場合を除く。）</p> <p>(12) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(13) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災</p>	<p>は、1kW当たり6万円（上限300万円）、ただし、金額の算出に係る出力の合計値は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点第2位未満は切捨て）に住宅等の場合1kW当たり10万円、事業所の場合1kW当たり6万円を乗じた額ソーラーカーポートにあっては、補助対象経</p>
--	--	--

	<p>害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p> <p>(14) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「交付金実施要領」という。）別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。</p> <p>(15) ソーラーカーポートを導入する場合、補助対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業）」を参考にすること。</p>		<p>費の3分の1以内（住宅等の場合上限100万円、事業所の場合上限500万円）</p>
<p>2 定置型蓄電設備 ※太陽光発電設備及び定置型蓄電設備を設置する場合</p>	<p>(1) 自ら居住する新築住宅及び既存住宅（以下「住宅等」という。）又は当該住宅等と同一敷地内に補助対象設備を設置し、実績報告書提出時点において当該住宅等に住所を有すること。</p> <p>(2) 設備を設置する住宅等は、一戸建ての専用住宅であること。</p> <p>(3) 蓄電容量が4kWh以上のものであること。</p> <p>(4) 1kWh当たりの価格が15万5千円（消費税及び地方消費税を含まない）以下の設備であること。</p> <p>(5) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備を設置させること。</p> <p>(6) 既存住宅は、設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。</p> <p>(7) 新築住宅は、令和6年4月1日以降に建築工事請負契約を締結したものであること。</p> <p>(8) 補助対象設備を設置する住宅等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。</p> <p>(9) 1 太陽光発電設備の項により設置した</p>	<p>設備費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p>	<p>補助対象経費の3分の1以内の額（上限1kWh当たり5.1万円）に、蓄電容量1kWh当たり0.9万円を加算した額。ただし、7kWhに相当する額を限度とする。（kWh表示の小数点以下は切捨て）</p>

	<p>設備に常時接続する設備であること。</p> <p>(10) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(11) 既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。</p> <p>(12) 交付金実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。</p>		
<p>3 定置型蓄電設備</p> <p>※定置型蓄電設備のみを設置する場合</p>	<p>(1) 自ら居住する既存住宅又は当該住宅と同一敷地内に補助対象設備を設置し、実績報告書提出時点において当該既存住宅に住所を有すること。</p> <p>(2) 設備を設置する既存住宅は、一戸建ての専用住宅であること。</p> <p>(3) 蓄電容量が4 kWh以上のものであること。</p> <p>(4) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備を設置させること。</p> <p>(5) 設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。</p> <p>(6) 補助対象設備を設置する既存住宅等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。</p> <p>(7) 既に設置されている太陽光発電設備に常時接続する設備であること。</p> <p>(8) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(9) 設置設備は商用化され、導入実績があるもので、中古のものでないこと。</p>		1 件 10 万円
<p>4 太陽熱利用システム</p>	<p>(1) 自ら居住する新築住宅及び既存住宅（以下「住宅等」という。）、事業所又は当該住宅等及び事業所と同一敷地内に補助対象設備を設置し、実績報告書提出時点において当該既存住宅に住所を有すること。</p> <p>(2) 設備を設置する住宅等は、一戸建ての専用住宅であること。</p>	<p>設備費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内（上限60万円）</p>

	<p>(3) 太陽集熱器が日本産業規格4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有していること。</p> <p>(4) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備を設置させること。</p> <p>(5) 既存住宅及び事業所は設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。</p> <p>(6) 新築住宅は、令和7年4月1日以降に建築工事請負契約を締結したものであること。</p> <p>(7) 補助対象設備を設置する既存住宅が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。</p> <p>(8) 既存設備の更新の場合は、設置から15年を経過していること。</p> <p>(9) 交付金実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。</p>		
5 断熱性能向上リフォーム	<p>(1) 自ら居住する既存住宅（店舗及び事務所その他これらに類する用途の部分に有する併用住宅にあっては、住居部分に限るものとする。）の断熱性能向上リフォームを実施し、実績報告書提出時点において当該既存住宅に住所を有すること。</p> <p>(2) 町内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象工事を実施させること。</p> <p>(3) 工事に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。</p> <p>(4) 補助対象工事を実施する既存住宅が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に実施についての承諾を得ること。</p>	設備費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助対象経費の2分の1以内（上限15万円）ただし、補助対象経費から、国、県又は町の他の制度の補助金等交付額を除く。
6 EV又はPHV	<p>(1) 町内に住所を有する者で、自ら使用するためのEV又はPHVを購入すること。</p> <p>(2) 購入に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。</p>		CEV補助金の規定に定める補助金

	<p>(3) 自家用の新車として新たに購入するもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(4) 使用の本拠の位置が町内であること。</p> <p>(5) 交付申請日時点で、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「CEV補助金」という。）の交付対象となっているEV又はPHVで、給電機能を有するものであること。</p> <p>(6) 災害時等の当該車両の貸与について、町から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。</p>		<p>交付額の10分の1以内（上限10万円）</p>
7 V2H 充放電設備	<p>(1) 自ら居住する町内の住宅にV2H充放電設備を設置し、実績報告書提出時点において当該住宅に住所を有すること。</p> <p>(2) 設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。</p> <p>(4) 設置する設備は、中古品でないこと。</p> <p>(5) 当該設備と接続して補助事業者又は補助事業者と同一世帯に属する者が所有する自家用のEV又はPHVを使用するためのものであること。</p> <p>(6) 交付申請日時点で、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金（以下「V2H補助金」という。）の交付対象となっている設備であること。</p>	<p>設備費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p>	<p>V2H補助金の規定に定める補助金交付上限額の10分の1以内（上限10万円）</p>

別表第2（第5条、9条関係）

補助対象設備等	交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
1 既存住宅における太	(1) 設置する既存住宅又は事業所の位置図	(1) 設置費用及びその内訳が記載された工事請負契約書の写し

<p>陽光発電設備、定置型蓄電設備及び太陽熱利用システム、事業所における太陽光発電設備</p>	<p>(2) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し (3) 設置箇所を示す写真 (4) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (5) 太陽集熱器が日本産業規格4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することを確認できる書類（太陽熱利用システムの場合に限る。） (6) 既存設備の設置年月が確認できる書類（既存設備の更新の場合に限る。） (7) 箕輪町ゼロカーボン推進補助金委任状（様式第2号）（本補助金に係る手続を代理人に委任する場合に限る。）</p>	<p>(2) 設置費用の支払を確認できる書類 (3) 設置状況を示す写真 (4) 設置設備の保証書の写し (5) 売電申込が確認できる書類（太陽光発電設備であって、余剰電力を売電する場合に限る。）</p>
<p>2 新築住宅における太陽光発電設備、定置型蓄電設備</p>	<p>(1) 設置する新築住宅の位置図 (2) 補助対象経費及びその内訳が記載された工事請負契約書の写し (3) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (4) 箕輪町ゼロカーボン推進補助金委任状（様式第2号）（本補助金に係る手続を代理人に委任する場合に限る。）</p>	<p>(1) 設置費用及びその内訳が記載された建築費用の支払を確認できる書類 (2) 設置状況を示す写真 (3) 設置設備の保証書の写し (4) 売電申込が確認できる書類（太陽光発電設備であって、余剰電力を売電する場合に限る。）</p>
<p>3 断熱性能向上リフォーム</p>	<p>(1) 改修する既存住宅の位置図 (2) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し (3) 製品の規格及び改修内容が確認できる書類 (4) 改修箇所を示す平面図（住宅全体の間取りが確認できるもの） (5) 改修箇所を示す写真 (6) 箕輪町ゼロカーボン推進補助金委任状（様式第2号）（本補助金に係る手続を代理人に委任する場合に限る。）</p>	<p>(1) 設置費用及びその内訳が記載された改修費用の支払を確認できる書類 (2) 改修状況を示す写真</p>
<p>4 EV又は</p>	<p>(1) 製品名及び価格が記載された</p>	<p>(1) 自動車検査証記録事項の写し</p>

PHV	<p>見積書の写し</p> <p>(2) 箕輪町ゼロカーボン推進補助金委任状(様式第2号)(本補助金に係る手続を代理人に委任する場合に限る。)</p>	<p>(2) 車両代金の支払を確認できる書類</p>
5 V2H充 放電設備	<p>(1) 製品名及び価格が記載された見積書の写し</p> <p>(2) 箕輪町ゼロカーボン推進補助金委任状(様式第2号)(本補助金に係る手続を代理人に委任する場合に限る。)</p>	<p>(1) 設置費用の支払を確認できる書類</p> <p>(2) 保証書その他設置設備の型式・製造番号が確認できる書類の写し</p> <p>(3) 設置状況を示す写真</p>

(様式第1号) (第5条関係)
 (様式第1号) (第5条関係)

箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付申請書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住所
 (法人にあっては所在地)
 氏名
 (法人にあっては名称及び代表者氏名)
 電話
 代理人 住所
 氏名
 電話

箕輪町ゼロカーボン推進補助金の交付を受けたいので、箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第5条の規定により、別表第2に掲げる書類を添えて申請します。

なお、この補助金の審査のために、申請者及び申請者の同一世帯員の住民情報及び町税等の納入状況を事務担当職員が確認することに同意します。

1 設置等の概要

設置等の場所	箕輪町大字	番地
既存住宅等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者及び共同所有者 <input type="checkbox"/> 申請者以外	
着手予定日	年	月 日
完了予定日	年	月 日

2 設置設備等及び交付申請額

補助対象設備等	容量	補助対象経費	交付申請額
<input type="checkbox"/> (1) 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所	kW	円	円
<input type="checkbox"/> (2) ソーラーカーポート <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所	kW	円	円
<input type="checkbox"/> (3) 定置型蓄電設備※1	kWh	円	円
<input type="checkbox"/> (4) 定置型蓄電設備※2	kWh	円	円
<input type="checkbox"/> (5) 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所	L	円	円
<input type="checkbox"/> (6) 断熱性能向上リフォーム (箇所) <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 屋根裏 (内容)		円	円
<input type="checkbox"/> (7) EV又はPHV		円	円
<input type="checkbox"/> (8) V2H充放電設備		円	円
補助金交付申請額 合計			円

※1 本補助金において、(1)太陽光発電設備又は(2)ソーラーカーポートと併せて設置する場合

※2 本補助金において、定置型蓄電設備のみを設置する場合

(様式第2号) (第5条関係)
(様式第2号) (第5条関係)

箕輪町ゼロカーボン推進補助金委任状

箕輪町長

代理人	住所	
	氏名	
	電話	

私は、上記の者を代理人と定め、箕輪町ゼロカーボン推進補助金の交付申請、実績報告及び交付請求等の手続きを委任します。

	記入日 年 月 日
委任者氏名	※委任者本人が自署してください。

(様式第3号) (第7条関係)
(様式第3号) (第7条関係)

箕輪町ゼロカーボン推進補助金事業変更等承認申請書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住所

(法人にあっては所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について変更
(中止)の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

設置等の場所	箕輪町大字 番地
補助事業の内容	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置 <input type="checkbox"/> ソーラーカーポートの設置 <input type="checkbox"/> 定置型蓄電設備の設置 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置 <input type="checkbox"/> 断熱性能向上リフォームの実施 <input type="checkbox"/> EV又はPHVの購入 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備の設置
変更(中止)の概要	
変更(中止)の理由	

※変更内容等が確認できる書類を添付してください。

(様式第4号) (第8条関係)
(様式第4号) (第8条関係)

箕輪町ゼロカーボン推進補助金繰越承認申請書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住所

(法人にあっては所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について繰越の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

交付決定額 (繰越額)		円
完了予定日	当初	年 月 日
	変更後	年 月 日
補助事業の内容	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置 <input type="checkbox"/> ソーラーカーポートの設置 <input type="checkbox"/> 定置型蓄電設備の設置 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置 <input type="checkbox"/> 断熱性能向上リフォームの実施 <input type="checkbox"/> EV又はPHVの購入 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備の設置	
繰越の理由		

※繰越理由については、繰越承認の可否に係るため、詳細に記入してください。

(様式第5号) (第9条関係)

(様式第5号) (第9条関係)

箕輪町ゼロカーボン推進補助金実績報告書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住所 箕輪町大字 番地

(法人にあっては所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話

メール(※1) ◎

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった箕輪町ゼロカーボン推進補助金事業が完了したので、箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第9条の規定により、別表第2に掲げる書類を添えて報告します。

1 設置等の概要

設置等した場所	箕輪町大字	番地
着手日	年 月 日	
完了日	年 月 日	

2 設置設備等及び交付決定額

補助対象設備等	容量	補助対象経費	交付決定額
<input type="checkbox"/> (1) 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所	kW	円	円
<input type="checkbox"/> (2) ソーラーカーポート <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所	kW	円	円
<input type="checkbox"/> (3) 定置型蓄電設備※2	kWh	円	円
<input type="checkbox"/> (4) 定置型蓄電設備※3	kWh		円
<input type="checkbox"/> (5) 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事業所	L	円	円
<input type="checkbox"/> (6) 断熱性能向上リフォーム (箇所) <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 屋根裏 (内容)		国、県又は町の他の制度の補助金等交付額を除く 円	円
<input type="checkbox"/> (7) EV又はPHV			円
<input type="checkbox"/> (8) V2H充放電設備			円
補助金交付決定額 合計			円

※1 箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第15条の規定による自家消費量に関する報告のご案内に使用します。

※2 本補助金において、(1)太陽光発電設備又は(2)ソーラーカーポートと併せて設置する場合

※3 本補助金において、定置型蓄電設備のみを設置する場合

(様式第6号) (第11条関係)
(様式第6号) (第11条関係)

箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付(概算払)請求書
(兼情報端末登録承諾書)

年 月 日

箕輪町長

申請者 住所

(法人にあっては所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定(確定)のあった箕輪町ゼロ
カーボン推進補助金を、次のとおり請求します。

1 交付決定(確定)額 _____ 円

2 既受領額 _____ 円

3 今回請求額 _____ 円

4 振込先(この情報は上記の事務以外には使用いたしません)

(様式第7号) (第14条関係)

(様式第7号) (第14条関係)

箕輪町ゼロカーボン推進補助金財産処分承認申請書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住所 箕輪町大字 番地

(法人にあっては所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

氏名

電話

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった箕輪町ゼロカーボン推進補助金事業により取得した財産を処分したいので、箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり承認を申請します。

取得した財産の設置場所	箕輪町大字 番地
取得した財産の内容	
取得年月日	年 月 日
取得金額	円 (うち町補助金 円)
処分の理由	
処分予定日	年 月 日
処分方法、価格、条件など	
添付書類	<input type="checkbox"/> 取得した財産の写真 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類

(様式第8号) (第15条関係)

(様式第8号) (第15条関係)

箕輪町ゼロカーボン推進補助金自家消費量に関する報告書

年 月 日

箕輪町長

報告者 住所

(法人にあっては所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話

箕輪町ゼロカーボン推進補助金を受けて設置した太陽光発電設備の発電量及び自家消費量について、箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

設置した住宅等の所在地	箕輪町大字	番地
太陽光発電設備出力		k W
報告期間	年 月 日～	年 月 日
上記期間の発電量	(a)	k W h
上記期間の自家消費量	(b)	k W h
上記期間の売電量		k W h
上記期間の自家消費率	%	(b) ÷ (a) で計算 (小数点以下切捨て)

【添付書類】

報告書の数値が確認できる書類(計測器等の写真、受給契約に係る年間の電気料金請求書等・検針票、毎月の発電電力量の記録等)